

自転車を利用するみなさん



豊島区は**自転車用ヘルメット**の 購入費用の一部を**補助**します!

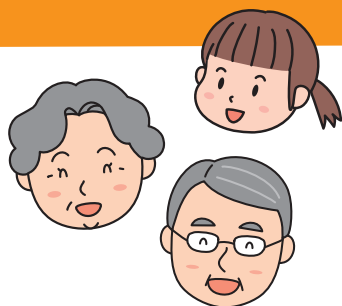
道路交通法の一部が改正され、令和5年4月1日から、すべての自転車利用者を対象に、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。



自転車で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています。自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

対象年齢を拡大しました!

補助対象者



- ・区内に在住する区民のかた
- ・区外在住で、区内に在園・在学する中学生以下のかた

※ヘルメット使用者またはその保護者が裏面の店舗にて購入した場合のみ、補助となります。

補助額

- ・「SGマーク」又は「CEマーク」が付いたヘルメット **1個につき2,000円**
(2,000円未満の場合はその額まで。)

購入したヘルメットには販売店より配布される「SDGs」「セーフコミュニティ」のロゴマーク入り反射材シールを貼ってください。

詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.city.toshima.lg.jp/335/machizukuri/kotsu/churinjo/026240.html>



問い合わせ：豊島区都市整備部土木管理課
03-3981-4856 (直通)